

## 第23回岡山地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催期日

平成24年2月20日（月）午後2時

### 2 開催場所

裁判所大会議室

### 3 出席者

別紙第1のとおり

### 4 議事

#### (1) 新任委員等挨拶

#### (2) 委員長の選任

別紙第2のとおり

#### (3) 議事録の作成に関する意見交換

別紙第3のとおり

#### (4) テーマ（裁判員裁判について）に関する意見交換

別紙第4のとおり

#### (5) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第5のとおり

#### (6) 次回期日

平成24年6月25日（月）午後3時（2時間程度）

(別紙第1)

出席者

委員	伊	東	俊	明
同	小	川	隆	正
同	下	野	恭	裕
同	富	田	隆	一郎
同	中	田	行	一
同	中	野		惇
同	平	松	敏	男
同	増	井	哲	哉
同	水	上		敏
同	森		陽	子
同	山	下	裕	之

(五十音順)

(別紙第2)

委員長の選任

【委員長代理 (E 委員)】

委員長が平成23年12月21日で任期満了となったため、新たに委員長を選任する必要があります。どなたか御意見はございますか。

【A 委員】

法曹三者以外の方に委員長をしていただくことを提案します。そして、法律に接しておられるB委員が適任と思います。

【B 委員】

皆様に異論がないようでしたら、委員長を務めさせていただきたいと思えます。

【C 委員】

A委員の推薦に基づいて、B委員が立候補したということですね。

【委員長代理】

自薦でも他薦でよく、皆さんから意見を出していただいて、この方に委員長をお願いしたいということであれば、それでいいと考えます。

【C 委員】

私が質問しているのですから、制約するような意見はいけないと、私はいつも言っているわけです。立候補なら立候補されると言われれば、それでいいと思います。上から押し付けるようなやり方には反対です。

**【B委員】**

それでしたら、委員長として立候補させていただきたいと思います。

**【D委員】**

私も、法曹三者以外で、法律の知見を持っていらっしゃる方が議事を進行してくださり、自由闊達な意見が述べられる雰囲気ができることが一番望ましいと思っていますので、立候補を支持させていただきます。

**【委員長代理】**

異論のある方はいらっしゃいますか。

それでは、委員長として、B委員を選任することにさせていただきます。

(別紙第3)

議事録の作成に関する意見交換

**【委員長（B委員）】**

議事概要の在り方について、また、資料のウェブサイトへの掲載について説明をお願いします。

**【E委員】**

前回の委員会の議事概要は、逐語的なものを作成し、各委員から事前に意見を頂いた上、訂正したものをウェブサイトに載せましたが、ここまで詳細で、逐語的なやり取りを全部載せると、かえって一般の方が読むのには煩わしいかと思いました。そこで、今回は、どういう意見が出たかということは全部拾いますが、少し簡略化した概略のようなものを作りたいと思います。そして、各委員に事前に意見を聞いた上で発表するという手順でやってみたいと思います。そして、その議事概要を見ていただき、どういうものかについて意見を承りたいと思っています。

**【事務担当者】**

次回以降、地裁委員会で配布した資料は、原則として議事概要とともにウェブサイトに掲載したいと考えます。ただし、手元で集計した統計数値など確定値でないものを使用した資料や委員の理解を深めていただくために委員限りとして作成する資料など、公表に適さない資料は、「委員限り」という表示をしてお配りし、ウェブサイトには載せないこととしたいと思います。

**【D委員】**

私は、今説明された方法でいいと思います。

#### 【C委員】

議事概要という表現で説明されましたが、この議事概要というものがどの程度の内容のものか、もう少し詳しく説明してください。

#### 【E委員】

裁判所が作成する供述調書は、大まかに言うと、逐語録、逐語的な要約調書、要約調書と3種類ありますが、そのうち、逐語的な要約調書的なものを考えています。委員のやり取りは、大体はそれとおりに出てきますが、少しまとめさせていただく部分もあるかと思えます。

#### 【C委員】

前回の委員会の逐語録をもう少し簡略化することは結構です。ただし、委員の表記が「委員」と「委員長」の2つだけだったのを、例えば、「A」、「B」とか、「1」、「2」とか、多少区別することをお願いします。そうしないと、誰が何を言ったのか全く分かりません。

#### 【E委員】

今回は、ある発言をした委員と、その後に発言した委員が同じ人かどうか判別できるよう、「A」、「B」などと表記する形式で作ります。そして、あらかじめ各委員に見ていただき、簡略化の仕方など、いろいろな意見を頂きたいと思っています。

#### 【D委員】

議事録には出席者が記載されますので、上から順に「A」、「B」、「C」とすると、発言者が特定されるおそれがあります。

**【E 委員】**

その点は工夫させていただきます。

(別紙第4)

テーマ（裁判員裁判について）に関する意見交換

【F委員】

私は犯罪被害者の支援をしている者ですが、その中で感じたこと、犯罪被害者が伝えたいと思っていることをお話します。

(以下、F委員が各委員に配布した書面に基づいて説明した。)

最初に、裁判員裁判の対象から、性犯罪事件を外せという声がありますが、職業裁判官だけの審理だった性犯罪事件の被害者は、裁判員裁判から外してほしくないと言います。性犯罪の被害者には、今まで、被害者を表舞台に出さないことがいいと言われながら、実は放っておかれた、臭いものに蓋をされていたという思いがあるからです。しかし、一般市民である裁判員が、被害者は事件後どんなに大変だったか、性被害はどのような実態のものかを理解し、そして、地域に帰って行って、点になり線になって被害者を救ってくれるのではないかという思いが強いと言います。性犯罪の被害者は、死の恐怖をもって、人間の尊厳を奪い去られ、人権を奪い去られたと言います。その被害者が、地域で生きていかなければなりません、恥ずべきは加害者なのに、あたかも恥ずべきは被害者のように顔を上げないで小さくなって過ごしている、逃げ隠れするのは加害者であって被害者ではない、そういう社会を変えたいと思っています。そして、被害者にとってけじめがつくので裁判で裁いてほしいけれども、裁判をするにしても、職業裁判官に裁かれるのか、裁判員裁判で裁かれるのかは、被害者が選択したいと言っています。平成23年10月に内閣府と共同で、女子大生1131人に、性被害に関するアンケート調査をしました。回答者594人中、選択制を支持する人が47.8%、現状維持が13.5%、すぐに性被害を外せという人が6.9%という結果も出ています。

2番目に、公判前整理手続の期間がとても長いことです。事件のために仕事を辞めざるを得なくなり、けじめをつけてから、新しい職場で出発をしたいと



思っている被害者にとって、何か月もかかっていることは就職することさえできません。強制わいせつ致傷の事件で、被告人は、他に窃盗とか住宅侵入の犯罪もありましたが、強制わいせつ致傷を取り出して、早く裁判ができたらいいと思いました。また、裁判員裁判の間、被害者は、今どういう手続をしているか分からない状態で、とても不安になります。そういう情報が入る制度があればいいと思います。

3番目は、カウンセリングのことです。裁判員が、傷ついたり、精神的に不安になったりしたとき、カウンセリングを受けるシステムがあると聞いています。犯罪被害者も、みんなの前で事件のことを話したり、自分の事件のことが耳から聞こえたり目に見えたりすると、同じように不安定になります。費用を含めて、カウンセリングを受けるシステムが、被害者にもできたらいいと思います。

4番目は旅費のことです。被害に遭った人は、仕事や学校を続けることができないことが多く、生活にも困ります。裁判員に旅費が出るように、犯罪被害者にも旅費を出してほしいと思います。

5番目に、裁判員の性別のバランスです。女性が5人、男性が1人という裁判員裁判が開かれたことがあります。せめて、女性が4人、男性が2人くらいにしてほしいと思います。

性被害の場合、弁護士、警察官、検察官なども女性が対応する方がいいと思われがちですが、実際には、意外に女性が二次被害を与えることが多くあります。たまたま、女性の裁判員が5人、男性が1人という性犯罪の裁判員裁判を見たことがあります。女性にとって有利に思われますが、そうではないことに気が付いています。裁判員はくじで決まるそうですから、偶然だったと思いますが、その偶然を回避していただけたらと思います。

## 【D委員】

弁護士から、理由を示さずに裁判員候補者を裁判員にしないよう請求できる制度があると聞いています。その制度を運用すれば、女性、男性の比率の調整ができることにはならないのですか。

#### 【説明担当者】

「理由なし不選任請求」のことと思いますが、これは、検察官と弁護士が、質問手続を経て、公平な裁判ができそうにないと判断した候補者について、不選任の請求をする制度です。

全国のアンケートの集計では、裁判員の男女比は、一部回答がなかったものがありますが、男性が53.6%、女性が43.7%と、男女比に極端な差はありません。ただし、最後は抽選で決まるものであり、裁判員法で作為的なことは一切できない規定となっていますので、その点は理解していただきたいと思います。

#### 【G委員】

裁判員の不選任請求を行使する段階で、候補者は何人くらいになっているのですか。要するに、全員が決まったと分かった上で、誰かが行使するものですか、それとも、全員決がまっていなくても、取りあえずこの人は駄目、あの人は駄目という請求ができるのですか。

#### 【説明担当者】

一般的な運用ということで説明します。例えば、今日だけ来られればいいと思っていたので明日は都合が悪いなど、選任手続期日当日に辞退の申し出をされる候補者がいます。最初に、その辞退を認めるかどうかを判断します。次に、理由のある不選任請求ができることになっています。その「理由のある不選任請求」がされ、その判断がされた後、今度は「理由のない不選任請求」がされ

ます。理由なし不選任請求の場合、法律で人数が決められています。3日間から5日間の日程だと、補充裁判員を2人選任することが多いのですが、その場合、検察官と弁護人はそれぞれ5人まで理由なし不選任請求ができます。そこで、不選任請求を全て行使されると10人が候補者から外れます。そして、残った候補者の中から、抽選で6人の裁判員と補充裁判員を選任します。

#### 【委員長】

不選任請求は、被害者にも認められているのですか。

#### 【説明担当者】

被害者との関係では、検察官が、理由あり又は理由なしの不選任請求をしているものと受け止めています。逆に、被告人の関係では、弁護人から請求をする形になっています。

#### 【A委員】

検察官は、事前に被害者と連絡を取り合って、できる範囲で知り合いかどうかを確認し、被害者と面識のある裁判員候補者が裁判員に選ばれると、公平な裁判ができないおそれがあると判断して、理由なし不選任請求をします。また、法律上、理由なし不選任請求は原則として4人しか行使できず、補充裁判員が増えるごとにその人数が増えていく規定となっています。D委員は、その権利を行使して排除していけばいいのではと言われますが、法律上の制限があります。

#### 【H委員】

F委員が先程の要望をされたのは、現在は認められていないからと思います。今後、制度を変更するためには、どういう手続をすればいいのですか。

### 【説明担当者】

個人的には、被害者保護関連の法律の方で声を上げていただくしかないと思います。裁判所も、被害者の方に配慮はさせていただいていますが、裁判所は判断をする機関なので、その範囲の中でしかできない制約があることは理解していただきたいと思います。

### 【A委員】

F委員が提案された、被害者が、裁判員裁判と職業裁判官による裁判を選択するというお話ですが、施行3年後に裁判員制度を見直すことになっていて、裁判所、検察庁も検討していることと思います。多くの意見がありますが、それがどうまとまっていくか、法律をどう変えていくかということになると思います。

また、性犯罪の外に、例えば、窃盗や強盗もやっている事件で、なぜ全て出そろった上で裁判をするのかというお話ですが、検察官としては、性犯罪だけでなく、窃盗もやる、強盗もやる、そんな悪い人ですよと、裁判員や裁判官に見ていただいて裁いていただきたいと思います、一括して審理していただく運用をしています。しかし、これは運用を変えればいいので、今後はそういうことも考慮して、裁判所や弁護人との話し合いにはなりますが、運用を若干変えていくことは可能と思っています。

### 【F委員】

そういう運用があるのはとてもありがたいと思いました。

### 【委員長】

現在、職業裁判官に裁いてもらうか、裁判員に裁いてもらうかの選択は、ど

のような形で運用されていますか。法に規定されているのですか。

**【E 委員】**

裁判員裁判の対象事件は、常に裁判員裁判で行われ、そうでないものは職業裁判官により行われるという分け方になります。裁判員の性別のバランスの問題は、最後に抽選で選ぶ仕組みである以上、個別の事件では、どうしても偶然にそういうことが起こります。抽選で選任することを維持する限り、仕方がないことと思っています。

**【F 委員】**

見直しをする時期に、何かの形で見直すことは可能ということですか。

**【E 委員】**

結局、裁判員法をどうするかということなので、全て見直しの対象にはなり得ると思いますが、不作為に選任された裁判員で裁判を行うことは制度の根幹に関わる部分です。

**【C 委員】**

裁判員裁判の事件は、これまでと違って公判前整理手続等を含めると非常に長く時間がかかりすぎる、自白事件でも少なくとも数か月はかかると聞いています。被告人の立場からすると、通常だと二、三か月で済んだものが、その倍あるいはそれ以上かかることになります。この問題について、裁判官や検察官は、どのようにお考えですか。

**【A 委員】**

全体的に長くなっていることは否めないと思います。その原因として、取り

あえず思いつくことを言います。

まず、検察官が持っている証拠を弁護人等に開示する手続があります。実際に裁判で使う証拠が少なく、検察官がこれで十分と思っている証拠に限定していますが、弁護人としては、それ以外の証拠も全て開示してほしいということで、それらも大体開示しています。すると、弁護人は、それを全部読んだ上で方針を決めていくことになり、分量は多い、検討するのに時間もかかるということで時間が取られているところがあるのかと思っています。また、これも制度なので仕方ないのですが、公判前整理手続では、検察官は証明予定事実の書面を作り、弁護人はこういう主張をしますという書面を作ります。このように、書面をいろいろ作らないといけないということで時間を要していると考えられます。

#### 【C委員】

単純な発想で、自白事件などは簡単にやっしまえばいいと思いますが、検察官としては、そうは考えられないのですか。

#### 【A委員】

検察としては、例えば、証明予定事実を出さないといけないなら、すぐに出すようにと、証拠開示を求められたなら、すぐに開示するようにと、部下を指導して、すぐに裁判を開けるための準備をするようにしています。

#### 【G委員】

基本的に、証拠開示は、当初から全部フリーの形でやっているのですか。それから、証明予定事実という形で書面公開をやったりしますよね。そっちの方が書面主義になりすぎて、時間がかかっていることはないのですか。

【A委員】

証拠開示は、ほとんど全てを開示しています。事実等の書面のやり取りですが、制度として、争点を明確化した上で、裁判員が加わる法廷を開くことが大前提となっています。その争点がきちんと絞れないところで裁判員裁判を開いても、うまくいかないところがありますから、やむを得ないと思っています。

【G委員】

資料などを見ると、公判前整理手続は、自白事件で3.6回、否認事件で5.8回とありますが、検察官として、これぐらいの回数が限界と考えていますか。

【A委員】

まだまだスピードアップできるとしています。

【D委員】

開示する証拠は、法廷へ提出するものだけでなく、検察側が入手したあらゆる証拠という理解でいいのですか。

【A委員】

その理解で結構です。証拠開示は要件が法律上決まっていますが、その要件に当てはまらないものでも、実際に検察官が持っている証拠は、ほとんど開示しています。よく警察が証拠を隠しているのではないかと言われますが、開示の請求があれば、これを参考にして弁護方針を立てていただいで結構ですと、ほとんど見ていただいています。

【D委員】

公判前整理手続が短縮化されれば非常に望ましいとのお話がありましたが、

逆に、弁護側が十分に反論する準備期間が足りなくて困る、検察官や裁判所が早く開廷したいため、弁護人にそのしわ寄せが来て、十分な訴訟の準備、反論の準備ができないという声はありませんか。

### 【G委員】

刑事事件を多く手がけている弁護士は、民事事件中心の弁護士とは、動き方が少し違うと思いますから、ある程度、詰めた形で動けるとい人もいます。また、現在、複数の弁護人が選任され、ある程度分担することができるので、従前よりはやり易くはなっていると思います。ただし、否認事件になると、証拠は膨大だし、接見をしながら記録を読み、また接見をして、その間に書面を書いてということなので、ある程度その事件に特化してかからないと時間的には厳しいと思います。

### 【説明担当者】

検察庁は組織ですから、頑張って圧縮できますが、弁護人はなかなか大変なのが実態です。ほとんどの事件で複数の方に弁護人をお願いしており、分担していただければよいのですが、責任感からそれぞれが全部見られます。お二人で全部を見て、全部を検討してとなると、結局倍の時間がかかってしまいます。十分な準備をされた方がいいと思うので、せかさないようにはしていますが、遅れているので何とかありませんかとお願いはします。弁護活動を制約するつもりは全くありませんので、そういう意味で難しいです。弁護人は、お忙しいこともあるし、いろんな事件を持っており、その中で、二人で時間調整をして準備をされているという事情もわかっているので、早くとお願いはしても、無理なことまでは言えないところがあって、どうしたらいいかと思うこともあります。事件ごとに弁護人は変わるし、状況も異なるので、なかなか一律にもできなく、悩ましいところです。ただ、圧縮する方向性は、検察官や弁護人にも



考えていただいているので、それなりの努力をして、少しずつですが縮まる形にはなっています。ただ、極端にまでいくと、弁護活動の制約になる懸念もあります。そうすると、本来的に被告人のことも考えた制度、裁判ですから、そこを抜きにしてはできないので、現在、努力している段階です。

#### 【E委員】

公判前整理手続の期間は、裁判員裁判が始まった当初に比べると随分短くなりました。特に、検察官が書面を提示する期間が短くなっているのだろうと思いますが、弁護側は短くなってはいないのかなという印象を持っています。法曹三者で、どうすれば短くする運用ができるかを検討するなど、協力してよりよいものにしていく姿勢は、今後もずっと持ち続けたいといけないと思っています。

#### 【G委員】

弁護士は、一人で仕事をする習性が身についていると思いますが、裁判員裁判で二、三人が一緒になったとき、分担の取り決めをしますが、やはり、本当の意味での役割分担がなかなかできません。その辺りが、やはり検察庁とは違って少し付け焼き刃的な感じなのかなと思います。それから、確かに公判前整理手続の期間は短くなっていますが、事前にぼんぼんぼんと期日を入れてしまって、民事事件の関係で、期日を変更してもらおうという形で、強引に入れていくということも少し視野に置かないと、なかなか本当の意味で、詰めて取り掛かることは、現実問題として難しい気がします。

#### 【委員長】

被害者に対するカウンセリングは、現状ではどのような形でされているのですか。

**【A委員】**

カウンセリングというのは、制度的に、検察庁として何かあるというものではありません。

**【F委員】**

裁判員にそういうシステムがあるので、被害者にもそういう制度を作っていたらという希望です。カウンセリングの外、旅費についても、本当に生活に困ってしまう被害者が多いです。

**【委員長】**

弁護士から見て、被告人にも、職業裁判官と裁判員裁判の選択権を認めるべきだという意見はありますか。

**【G委員】**

被告人の中には、裁判員裁判ではなく、従前どおり裁判官に裁いてほしいと言う人がいると聞いたことはあります。

**【D委員】**

強制わいせつ致死傷などの事件で区分審理決定がされ、いわゆる部分判決といったものがされた事例は、実際にはあまりないのですか。

**【説明担当者】**

区分審理は岡山地裁で一度やっています。ただ、区分審理でやって、最後は併合審理という形ですので、結局、全体としてトータルでは長くなり、被害者から見るとあまり差はないかと思います。いずれにしろ、裁判員の負担は分割

される、つまり長期間の負担はなくなりますが、その事件全体としては、区分審理に関わる事件があり、その後、まだ残りの事件があるということで、結論が出るまでやはり時間がかかってしまいます。起訴される限り各審理をしなければなりませんので、区分審理の制度を使ったとしても、被害者にとって、それがプラスになるかどうかは分かりません。

#### 【説明担当者】

被害者が何人いても、1人の被告人がしたことであれば、その被告人ごとに裁判をします。したがって、裁判が終わるのは、先程の説明のとおり時間がかかってしまいます。区分審理をすれば、ある被害者の事件は早く終わって片が付くこともあると思います。ただし、その被害者が、2回被害を受けた場合で、それが重い事件と軽い事件があったりすると、最後まで決着がつかないということもあり、待つていただくことはあります。

#### 【説明担当者】

区分審理をすれば、先に審理をした被害者の事件の有罪、無罪は決まりますが、刑は最後まで決まりません。結局、刑が決まらないと、けじめがつかないわけです。区分審理をしても、自分の事件で被告人がどう裁かれたかを知りたいのであれば、やはり結果がわかるのは最後になってしまうという意味で待たされる、気持ちとしては区切りがつかないことになります。さらに言うと、控訴審や上告審もあります。そういった意味では、期間の短縮は、なかなか難しいかもしれません。

#### 【C委員】

裁判官も、裁判員制度そのものは長いと感じていますか。

**【説明担当者】**

当初は時間がかかっていましたが、今は、頑張っで圧縮している段階だと思います。ただ、もう少し圧縮できるかなという感覚は持っています。先ほど言われたように、検察官も尽力していただけるようです。弁護人も、慣れもあると思いますが、事件にも個性があるので一律に決めるのはどうかと思いますが、まず導入的には一定の期限で区切っていただいて準備をしてもらい、その代わり、実際の進み具合を見ながら変更していくという形であれば、もう少しは縮まるかなと思っています。

**【G委員】**

もう少し短くなるというお話ですが、実際の裁判員裁判の日数が、それと公判前整理手続の長さと対比した形で、裁判員には負担かなとも思います。私は、裁判員裁判自体はもう少し余裕があってもいいのではないかと、公判前整理手続はもう少し短くてもいいのではないかとと思いますが、その辺りはいかがですか。

**【説明担当者】**

主張を減らしていただければ、多分短くできると思います。まだまだ精密司法という法曹界の発想は抜けきれていません。裁判所は証拠を見ていないから、簡単にしろというのは簡単ですが、当事者は証拠を見ているから、なかなかそれができない、その点がせめぎ合いのところでもあります。核心でない部分はあっさりしていいという意識が浸透してくると、おそらくもっと短くなると思います。まだ、裁判所から見れば長いですね。もっと圧縮して、特に自白事件は、もっと圧縮してもいいのではないかと考えています。それと、書面は減らしていくという意味での争点の絞りや証拠の厳選も、まだまだできると思います。

### 【説明担当者】

裁判員が参加する公判はもっと余裕があってもいいのではないかとの意見がありました。仕事をしている方にとっては痛しかゆしのところ。例えば、5日間の日程で余裕を持ってやりますと言っていたところ、3日間か4日間で終わってしまったが、残りの期間も休暇を取っているという問題もあります。会社との関係もありますが、裁判員や裁判員候補者と話をすると、3日間と言ったら3日間、4日間と言ったら4日間、その間で来ることができる人に来てくださいという声掛けをしないといけない、多分3日間で終わるが5日間かかるかもしれないなどと言うと、仕事の段取りとかもあって難しいのかなと感じることがあります。

### 【D委員】

今の裁判員裁判は、どちらかと言うと裁判員のための裁判になっている、国民に裁判員を務めていただくことから、裁判員に対しての配慮が過剰になっている、本来の裁判の在り方から、若干ゆがんだ部分があるのではないかという意見の弁護士もいますが、何かお考えがありますか。

### 【G委員】

公判前整理手続期日には、被告人を連れていくこともできますが、必ずしも毎回連れていくわけでもなく、そうすると、いたずらに勾留期間が長引くだけで、特に経験のある人はそうですけど、どうしてもっと早くできないのだと、もっとどんどん裁判を前に進めてくれと言われます。それから、たった3日間で判決かと言われるので、弁護人の立場では、やはり公判はもう少し充実した方がいいかと思います。先ほどの発言ですが、公判前整理手続というものは、もう少しお互い努力してきちんと、弁護人かもしれませんが、もう少し早く何とかならないのかなと思います。確かに裁判員は大変だろうと思いますが、

裁かれる被告人から見たら、たった3日間で判決かという発想が、やはりあると思います。

#### 【D委員】

公判前整理手続で、審理計画をきちんと決めて呼出しをされるということですが、証人が法廷で証言をすれば、新たな証言が出て、日数が延びざるを得ないということも当然あり得ると思います。思いもよらぬ展開も当然考えられると思いますが、その辺りはいかがでしょう。

#### 【A委員】

そういうことが起きないように、捜査段階できちんと話を聞いていますので、法廷で、突然誰も知らない話が出てくることはありません。

#### 【F委員】

裁判員裁判では、被害者にとって、とても分かりやすく、自分も納得できる言葉で、自分の事件が裁かれていきます。その意味で、被害者は、本当に納得して終わると思います。事件のため人間不信になっているとき、検察官や裁判官は、自分のことをよく分かってくれたとよく言われますし、そばで見ている感じがしています。

#### 【E委員】

裁判員裁判で考えているのは、法廷で見て聞いて分かる審理をして、それが裁判員に分かれれば、見ている被告人にも分かる、そうすると、おのずと法廷の中の審理は、やはり核心を突いた部分について絞ってやっていただいて、重箱の隅をつつくようなことはもういいじゃないかということやっていこうということです。そこはある程度、考え方は変えざるを得ない、変わっていくのが

相当かと思っています。

**【C委員】**

予定どおりの尋問に行かずに期日を延ばすとかいうことは、今までなかったのですか。

**【説明担当者】**

尋問には時間がある程度かかることを踏まえ、当事者と調整する中で、若干延びてもいいように予定を入れます。そうしないと反対尋問等で延びる可能性は絶えずあると思います。一定の時間は決めるが、反対尋問が若干延びることは許容するような運用をしています。そういう形で、人証の時間の終了時刻などは、いろいろ工夫して配慮はしています。それでも延びた場合はどうなるかですが、評議の時間が潰れてしまうと非常に大きな問題になるので、関係者に理解していただき、延びてもその日のうちに何とか終わらせるように、今のところは運用しています。また、例えば、予定外に1日を取らなければならないことにはならないようにしています。今後も、否認事件などでどうなるかは分かりませんが、尋問の時間を十分に取り対応していますので、大きくずれることはまずないと思っています。

**【E委員】**

従業員が裁判員となっている企業として、例えば、4日間の審理の予定が、5日間となった場合又は3日間となった場合に、どの程度対応が可能ですか。

**【H委員】**

予定の期間が短くなることは、全く問題ないと思います。その逆は、支障が出てきます。ところで、審理の日数は、裁判員を選任した後に決まるのですか。

## 【説明担当者】

裁判員候補者には、選任手続期日の案内を出すとき、併せて、裁判はこの日からこの日まで行われるということもお知らせします。したがって、その期間内に差し支えがあれば、辞退の申立てをしていただくこととなります。

岡山の裁判員裁判の例ですが、予定されていた証人の都合が悪くなって、いったん尋問を取りやめたことがあります。その後、弁護士から、判決の予定の日なら証人の都合がつくので、その日に尋問をして欲しいと申し出がありましたが、裁判員は判決の予定の日まで都合をつけて参加されているので無理ということになりました。この点については、判決後の記者会見で、「もう1日審理を延長すれば、その証人に話を聞けたけど、どうか。」という質問がありましたが、参加された裁判員又は補充裁判員には、「話を聞くことができるのであれば、聞きたい。」という方もいれば、「この期間で休暇を取っているのもう1日と言われたら裁判員を辞めざるを得ません。」と言われた方もいました。審理を延長すると裁判員を務めることができなくなる方がいて、裁判員が6人を割ることになった場合、裁判員裁判を続けることができなくなりますから、最初に何日間という期間を提示しておいて、その後その期間を延長することは難しいと考えています。

## 【H委員】

裁判員となった従業員を送り出す側の企業としては、できる限り、審理の期間中に休みを取らせたいと思っています。私の会社では、そういう通達を出しています。しかし、審理期間を余裕を持って決める、例えば3日間の予定だけで余裕をもって5日間とするとした場合、最初から、それだけの時間は取れないと思ってしまい、辞退の申立てをする裁判員候補者の社員が出てくる可能性があるかと懸念されます。



### 【F 委員】

裁判員に選任された人が、自分はどのような事件を担当するのかを知るのは、いつの段階ですか。

### 【説明担当者】

裁判員候補者として選任手続期日に来ていただいたときに、初めて裁判員に選任された場合に担当する事件の概要を説明します。あらかじめ事件の内容をお知らせすると、それだけで辞退の申立てをされることが予想され、その内容の事件を担当してもいい候補者だけが残り、その中から裁判員を選任することになり、不作為に選任することにならなくなるおそれがあります。

### 【G 委員】

裁判員にとって、審理全体の中で、調書などの書面を読んで聞かされる時間と、証人や被告人の話を聞く時間との比率はどれくらいですか。事件によって差はあると思いますが、例えば、自白事件だとこれくらいとか、否認事件ならこれくらいとか、経験的なもので構いません。

### 【説明担当者】

被告人に有利な証人、いわゆる情状証人は弁護人が連れて来ますが、中には、そういう証人がいなくて、被告人からしか話を聞けない事件もあります。自白事件では、弁護人が請求する、いわゆる情状証人によって比率は全然違ってきます。

### 【E 委員】

書証の朗読時間が長いのかなという印象は持っています。特に、証人などが

いない事件，自白事件では，そう思います。それが，かえって裁判員にとって分かりにくいのではないかという問題意識を持っています。

#### 【G委員】

裁判員には，直接見て，聞いて，知ってもらおうという形でやっていますが，検察官に要約で読まれていると，何となく抜けていく感じがあります。尋問になると，割とよく聞くと言ったら変ですが，裁判員が，自白だからいいって言われたらそれまでかもしれません，そういう調書をざっと読まれて，どこまで印象付けられるのかなと感じています。

#### 【A委員】

今の点は，分かりやすい公判ということで，検察官もいろいろ考えているところです。先日のコンビニの強盗致傷事件では，店内の防犯カメラに，被告人が店の外から入ってくる場所も，店の中に入った後店員のところに行くところも，店員にナイフを示して金を要求する際にけがをさせるのですが，レジまで連れていくところも，ずっと映っていました。これは自白事件でしたが，動画を法廷で見たら非常に分かりやすいだろうと，わざわざそれを法廷に出して，裁判官や裁判員に見ていただきました。しかも，1回だけだとスルーしてしまうので2回見ていただいた，そういう工夫もしています。

#### 【E委員】

アンケートに，証人がいなくて不安だったとか，よく分からなかったと書かれた裁判員経験者もいます。その点は工夫していかないといけないと思っています。

#### 【D委員】

例えば、書証の取調べとか、証人の取調べとかの段階で、毎日中間的な評議が行われ、いろいろ議論がされ、裁判官が裁判員にポイントを説明したりしているのですか。

#### 【説明担当者】

もともと30分とかの時間をとって、中間評議をしている庁もあると聞いたことはありますが、実際のところ、裁判体で異なります。私は、基本的に休憩は休んでいただく方針でやっています。

また、基本的に、裁判官が説明するのはよくないということが、発想としてあります。やはり、当事者の話を聞かせていただき、それを公判で理解していただくのが目的ですから、裁判官のフォローが必要ということは、立証が不十分であるということになります。なお、法律的な言葉とか難しい言葉は、質問等があれば説明しますが、例えば、この証拠がこうこうで、こう見るということは、基本的には言いません。言ってしまうと、どちらかに肩入れすることになってしまいますので。裁判員には、公判廷で感じるまま理解していただいて、心証を取ってもらいます。まとまって公判のおさらいをするような形の説明等はしません。ただ、評議の整理として、確認的なことはやりますが、裁判官が公判の証拠書類の見方を説明することはやっていません。他の裁判官もやっていないと思います。

#### 【D委員】

評議では、裁判員は自由闊達に意見を述べている雰囲気ですか。

#### 【説明担当者】

事件の質や裁判員のメンバーの雰囲気などに非常に左右されます。ただ、最初に、評議では発言する義務があります、黙っているわけにはいきませんと言

っています。発言は仕事だと自覚していただくと、あまりしゃべられない人でも、頑張って発言してくださるのが普通です。黙りこくって、一切しゃべらない人はいませんでした。また、皆さんの意見は必ず聞きますし、きちんとした結論などは各人に聞きます。また、非常によくお考えになっている方も多く、予想以上によく理解して議論しているイメージがあります。証拠に対する鋭い分析をされる方もいらっしゃいますし、国民の皆さんが想像されているより深い議論ができています。

#### 【A委員】

裁判員と評議をする中で、例えば、検察官が、あのとき言ったことは何のことかよく分からなかったとか、ああいうやり方をするから理解できないプレゼンテーションになっているとか、検察官や弁護人に対する意見などがありましたか。

#### 【説明担当者】

プレゼンテーションのやり方や質問の仕方などについては、いろいろな意見が出ますが、審理判断においては、裁判官としては、まず事件を見てください、証拠を見てくださると、取りあえずいったん戻すようにしています。なお、そのような御意見の中で伝えた方がいいと思われるものは、機会があればお伝えするようにしています。

#### 【D委員】

裁判員制度のパンフレットを選任手続期日の呼出状に同封する取扱いをされていますか。

#### 【説明担当者】

裁判員候補者に送付するものは、2つの段階であります。まず、毎年11月中旬ころ、翌年の裁判員候補者名簿に登載された候補者に、その旨の通知を送ります。その中には、裁判員制度全般を説明するDVDやパンフレットを同封しています。次に、個別の事件で候補者に選ばれたときは、何月何日に裁判所に来てください、裁判員に選ばれた場合、この日からこの日まで裁判員として裁判所に来てもらいますという通知を送ります。この場合、もう少し詳しいもの、選任手続期日はこういう感じです、実際に公判が始まったらこうです、評議はこんな感じですといった、具体的な説明のパンフレットを同封しています。

#### 【D委員】

裁判官として、選任後少なくとも半日程度、裁判員に基本的な研修をすれば、もっとやりやすいのにと感じたことはありませんか。それとも、特に研修等はなくとも、現行制度のままで問題はないと感じていますか。

#### 【説明担当者】

確かに、いろいろと勉強していただいた方がいいかもしれませんが、最初に講義をしても、聞くだけで大変だと思います。一応、宣誓手続の前に刑事裁判の一般的な、導入の説明はしています。後は、裁判員と一緒に、実際の審理を進めながら、必要な説明をし、疑問にはお答えしています。そうしますと、終わり頃になると皆さんおおむね理解はされているようです。理解ができていない部分があっても、評議の段階で分かるので、そこでまた説明します。国民の健全な社会常識で判断すればいいと考えていただければ、かなりの理解はできると思っています。

#### 【E委員】

証拠だけで判断するとか、疑わしきは被告人の利益とか、そういう大原則さ

え理解しておけば、後は、むしろ知らなくてもいいと思います。そういう立場の方が一緒に審理していく制度ですから、あまり研修などせず、自然体で臨んでいただく方がいいと思っています。逆に、選任された日の午後はお帰りいただいて、翌日以降の仕事の手配などの準備なり、心の準備なり、そういうことに使っていただいた方がいいかと思います。

#### 【委員長】

裁判員は、評議で、自分自身がしている作業が、法的に難しい言葉で言う必要はないけれど、いわゆる事実がどうであったかということ判断しているのか、それに対して、法律的に見てその人にはどれだけの量刑がふさわしいかという部分は、明確な形で区別された判断をしている方が多いですか。

#### 【説明担当者】

裁判員の仕事として、公判に立ち会って証拠を見聞きして、心証を形成していただく事実と、有罪となった場合、その刑を決めるために証拠に基づく事実によって判定していただくということをお大前提として説明していますので、手続的にも犯罪事実の関係を先にして、犯罪事実が決まった後に、今から刑を決める量刑の事情というのを改めてもう一度、事実、心証が取れているか確認をした上でやっていますので、きちんと区別して、理解してやっていただいていると思います。

#### 【D委員】

有罪か無罪かについて、無罪と思った裁判員も、量刑のところでは、多数決に参加せざるを得ないことになるのですか。

#### 【説明担当者】

無罪と思っけていても、多数決で有罪と決まれば、それを踏まえて量刑を一緒に考えていただきます。

**【D委員】**

従前の裁判で、3人の裁判官のうち1人は無罪、外の2人は有罪という判断をした場合、最終的には多数決だったのですか。

**【説明担当者】**

個々の事案での問題ではありますが、私の経験では、最後まで、3人の結論が一致するまで議論していました。一致しないまま多数決を採った経験はありません。

**【E委員】**

理屈の上では多数決です。多数決で、2人が有罪、1人が無罪と分かれたとき、無罪と言った人でも有罪を前提にした量刑の評決に入ることは同じです。

**【I委員】**

殺人事件の裁判員の感想として、目を背けたくなる写真を見なければならなかったと新聞に載っていましたが、そういう嫌な思い、つらい思いをした裁判員経験者の心のケアの制度はありますか。

**【説明担当者】**

裁判員等経験者に対する制度はあります。また、検察官も証拠については比較的配慮されているし、「ちょっと刺激が強いかもしれませんが、事件を審理するために必要ですので申し訳ありませんが。」という前置きをした上、証拠を見せることも法廷では多々行われています。

## 【A委員】

従前の裁判官による裁判では，死体の写真はだいたい全部出します。裁判員裁判だと，例えば，一，二枚にとどめるなどしています。また，これは見るとショックを受けるかなというものであれば，今言われたようなことを最初に言い，覚悟を持って見ていただくこともしています。弁護人の中には，そういう写真は不当な悪い影響を及ぼすので見せるべきではない，イラストでいいのではないかという意見もあります。しかし，そういう状態で亡くなられたことを知っていただかないことには，その事案を本当に分かって裁判をしていただくことにならないので，検察官としては，そういう写真を，枚数は抑えますが，出して見ていただきたいと思っています。



(別紙第5)

次回のテーマに関する意見交換

【J委員】

今日の話も含めてですが、法律になじみのない者からすると、漠然とした一般論で制度の話とか運用の話をされると、イメージが分かりにくいです。一番分かりやすいのは、例えば、幾つかのケースを説明していただいて、それをどう見る、裁判員制度ならどう見るとかです。例えば、「開かれた裁判所」という点からこういう事例があるとか、いくつか事例を紹介していただければ、もう少しリアリティーを持って判断できると思います。F委員が話されたことも、その事例になると思います。しかし、今日の公判の議論のように、何も資料がない中での漠然とした話には、正直入りづらいと思って聞いていました。できれば、何かそういう資料なりを頂ければありがたいです。

【E委員】

どういったケースがいいのでしょうか。

【J委員】

例えば、今日のように裁判員制度を深めるというのであれば、最近の出来事A、B、Cの案件を見ながら、それについていろいろな意見がある、という方がイメージが湧くという意味です。

【C委員】

地裁委員会が何をやるどころかということだと思います。国民の意見を反映する意味で、裁判所の設備面について意見を言うことが、今まで何回かあったと思います。ここは改善した方がいいのではないかとか、ここは場所が分からないから、分かりやすくした方がいいのではないかとか、調停にお互い当事者

ががち合って困るので、こうしたらいいのではないかと。また、今日のような制度論になると非常に分かりにくく、少し素人では難しいのではないかといい気はしています。第1回の岡山地裁委員会の「利用しやすい裁判所について」というテーマですが、これも抽象論的になっていますが、もう少しいろんなケースで、どうしたら裁判所が利用しやすくなるのかを、初心に戻って考えてもいいのではないかと考えます。それも、ちょっと何を言ったらいいのか分からないので、もう少し意見を吸い上げたらどうかという気はしています。具体的には、利用者、調停を利用した人や裁判員裁判に参加した人などから、アンケートをとることも1つの方法と思います。こういう点が利用しにくかったとか、その辺りからなら言いやすいと思います。

#### 【委員長】

第1回から第3回まで行われた内容を、初心に戻って、もう一度違った観点から取り上げてみるということですね。

それでは、初心に戻るという意味で、できるだけ具体的で議論がしやすいテーマにするということに留意して、テーマを確定することでどうでしょうか。

#### 【E委員】

皆さんの意見を参考に裁判所の方で幾つかテーマの候補を作り、各委員に事前に御相談してテーマを確定させていただきたいと思います。そして、そのテーマとテーマに関する資料を、次回期日の一月前をめどに送付することにしたと思います。今後も、テーマの御案内とその資料は、期日の30日前をめどに送付したいと思いますので、各委員で御覧になり、自分もこういうものが出せるということがあれば、期日の一週間ぐらい前までに頂けるとありがたいです。